**一般社団法人下諏訪町地域開発公社所有電動アシスト自転車等貸出規程**

第１章　総　則

(趣　旨)

第１条　この規程は、一般社団法人下諏訪町地域開発公社（以下「公社」という。）が所有する電動アシスト自転車とそれに付随する関連備品（以下「電動アシスト自転車等」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(定　義)

第２条　この規程において「電動アシスト自転車等」とは、次に掲げるものをいう。

1. 電動アシスト自転車
2. ｅバイク

(3) 電動アシスト自転車等用バッテリー（以下「バッテリー」という。）

(4)　ヘルメット

(5)　子供乗せ

(6)　ワイヤーロック

(7)　パンク修理キット

第２章　貸　出

(貸出の申込み)

第３条　電動アシスト自転車等の貸出を受けようとする者及び利用する者(以下「利用者等」という。)は、本規程に同意し、身元を証明できる書面等(以下「身分証明書等」という。)を提示の上、理事長へ電動アシスト自転車等貸出申込書(様式第１号)を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利用者等の身元が明らかであるとき、その他理事長が必要がないと認めるときは、身分証明書等の提示を省略させることができる。

３　理事長は、第１項の規定により貸出の申込みを受けたときは、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、電動アシスト自転車等の貸出を行わないものとする。

(1)　酒気を帯びているその他薬物を使用している等により、電動アシスト自転車等を正常に使用することが困難であると認められるとき。

(2)　小学３年生以下の者で、満２０歳以上の同行者のいないとき。

　(3)　電動アシスト自転車は身長１３８ｃｍ未満、ｅバイクは身長１６５ｃｍ未満で、正常に使用することが困難であると認められるとき。

　(4)　第３章に同意しないとき。

(5)　天候その他の事由により自転車等の使用に支障があると認められるとき。

（6） その他貸出することが適当でないと、理事長が判断したとき。

（貸出時間)

第４条　電動アシスト自転車等の貸出受付時間は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 電動アシスト自転車及びeバイク | |
| 友之町駐車場 | しもすわ今昔館おいでや |
| 午前９時００分～午後４時００分  （３月～１０月）  午前９時００分～午後３時３０分  （１１月～２月） | 午前９時００分～午後４時００分  （３月～１０月）  午前９時３０分～午後３時３０分  （１１月～２月） |

２　電動アシスト自転車等の返却時間は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 電動アシスト自転車及びeバイク | |
| 友之町駐車場 | しもすわ今昔館おいでや |
| 午後５時００分  （３月～１０月）  午後４時３０分  （１１月～２月） | 午後５時００分  （３月～１０月）  午後４時３０分  （１１月～２月） |

３　日を連続しての貸出は行わないものとする。

４　理事長は、必要があると認めるときは、第１項及び第２項の貸出、返却時間を変更することができる。

(利用料)

第５条　理事長は、電動アシスト自転車等の貸出をしようとするときは、利用者等から次の表に定める利用料を徴収するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 利用料 |
| 電動アシスト自転車（バッテリーを含む） | １時間につき１００円 |
| ｅバイク（バッテリーを含む） | １時間につき５００円 |
| ヘルメット | 無料 |
| 子供乗せ | 無料 |
| ワイヤーロック | 無料 |
| パンク修理キット | 無料 |

２　利用料は、利用者等がこれを返却する際に徴収するものとする。その際、貸出時間の1時間未満の端数は切り上げるものとする。

３　返却時間を超えても返却されない場合、１時間当たり５００円の超過料金を徴収できるものとする。

(利用料の還付)

第６条　既に徴収した利用料は還付しない。ただし、理事長が特に必要があると認めたと

きは、この限りでない。

(利用料の減免)

第７条　理事長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用範囲)

第８条　電動アシスト自転車等の利用範囲は、下諏訪町・岡谷市・諏訪市とする。

(自転車等貸出台帳の備付け)

第９条　理事長は、電動アシスト自転車等貸出台帳(様式第２号)を備え付け、電動アシスト自転車等の貸出の状況を明らかにしておくものとする。

第３章　電動アシスト自転車等利用者心得

(練　習)

第１０条　利用者等は、使用開始時に必要に応じて電動アシスト自転車等の使用練習をしなければならない。

(行為の禁止)

第１１条　利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　道路交通法に違反すること。

(2)　第８条により規定された範囲以外で使用すること。

(3)　貸出を受けた電動アシスト自転車等を転貸すること。

(4)　電動アシスト自転車等をその用途以外の目的で使用すること。

(5) 電動アシスト自転車等を輪行または車両により回送すること。

２　理事長は、前項の規定に違反した利用者に対し、電動アシスト自転車等の貸出を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。

（故障、盗難時）

第１２条　万が一電動アシスト自転車等が故障、盗難にあった場合は、利用者等は速やかに公社へ車両番号と、その旨を連絡しなければならない。

(損害の賠償)

第１３条　利用者等に起因して、電動アシスト自転車等を損傷、汚損、滅失した場合は、当該電動アシスト自転車等と同一の自転車等又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（事　故）

第１４条　利用者等がいかなる物損・人身事故を起こし、または巻き込まれても、公益財団法人日本交通管理技術協会によるＴＳマーク付帯保険による補償を超えるものについては、公社はそれを補償しない。

第４章　雑　　則

（委　任）

第１５条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。

この規程は、令和２年７月２３日から施行する。

この規定は、令和４年８月１日から施行する。